認可地縁団体の手引き

令和5年 I 2月 みやこ町 総務課

[目次]

(1)	地	縁	団′	体	• हे	認	可:	地	縁	寸	体	ح >	<i>-</i> l:	ţ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I	Р
(2	2)	認	可	地統	縁	団1	本	に	な	る	た	χ,) [:	: l:	ţ	•	•	•	•	•	•	•								•	•	•	•		2	Р
(3	3)	認	可	න -	告:	示征	复	に	で	き	る	2	٤		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	Р
(4	.)	認	可	地約	縁	団化	本	の:	運	営	•		•		•	•	•		•	•			•							•	•	•	•		6	Р
(5	;)	認	可	地	縁	団化	本	の	解	散	•				•	•	•		•											•	•	•		•	ı	ΙP
(6)	認	可	地統	縁	団化	本	の [.]	合	併	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I	4 P
															[7	様	大	` ·		己,	入 [,]	例]													
①		8可(認					•			•	· 総	· 会	· 言	義事	• 事绩	· 禄	•	· 構	· 成	· 員	· 名	· 簿	•	· 代	· 表	· 者	· 就	· 任	· 承	· 諾	書	•	· 区		•	8P)
2		9鑑 (印													· 泵	・票		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3 P
3		9鑑 (印																					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7 P
4	华	示	事	項	証	明	書	の	交	付	申	請	į.		•	•	•	•	•	•			•	•			•			•	•	•	•		4	ΙP
5	-	(規				-													· 理	・由	・書								•	•	•	•	•	•	4	3 P
6		·示 (告																	· 代	· 表				· 承					•	•	•	•	•	•	•	481
7	解	群散	<u>(</u> の	届	出			•	•	•	•		•		•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	ΙP
8		美余 (残			-			_		-			-	-																				•	5	3 P
8	決	?算	結	了(の)	届日	出			•	•		•		•	•	•		•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	ΙP
9		A併 (認																											•	•	•	•	•	•	6	3 P

(1) 地縁団体・認可地縁団体とは

地縁団体とは

地縁団体は、地方自治法(以下、「法」という)第260条の2第1項において「町 又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として位置付けられている、いわゆる町内会・自治会などの地縁による団 体(以下「地縁団体」という。)を指します。

認可地縁団体とは

地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に、みやこ町の認可を受け、法人格を得た自治会(区)のことです。

認可地縁団体として法人格を有することにより、法人名義での不動産の登記、契約 や取引等の法律行為を行うことが可能となります。

また、会員個人が亡くなった場合も、法人として所有している財産や活動はそのまま法人に継続されます(任意団体の場合は、財産登記上の名義人が亡くなった場合は、名義人の遺族に相続されることになり、その後の財産管理が煩雑になりがちです)。

~留意事項~

認可地縁団体は、法に則り民主的な運営が義務付けられていますが、認可地縁団体になることにより、みやこ町の監督下におかれたり、行政権限の一部を有したりするものではありません。

法に定められていること以外は、構成員が自主的に組織し活動する従来の自治 会・町内会と相違ありません。

<法で定められている事項の例>

- ・年 | 回の通常総会の開催
- ・資産目録及び構成員名簿の作成及び事務所への備付け
- ・納税の義務
- ・代表者や事務所の変更、規約変更の届出
- ※ 詳細は、(4) 認可地縁団体の運営(6~9ページ)をご確認ください。

(2) 認可地縁団体になるためには

認可地縁団体になるための要件

次の要件の全てを満たす必要があります。

①自治会(区)の活動実績があること

従前より住民同士の連絡・環境整備・集会施設の維持管理等の共同活動を行っていると認められること。

②区域が定まっていること

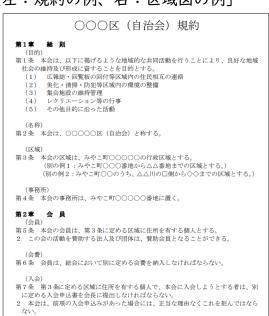
定める区域が住民及び第三者からも客観的に明らかであること。

③区域内の全住民の相当数が構成員として加入していること

定める区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができ、その住民の 相当数の住民が加入していること。

④規約を定めていること

[左:規約の例、右:区域図の例]



○○自治会 (区) 区域図 (みやこ町 の行政区域) (みやこ町○○○番地から△△番地まで) (みやこ町○○のうち、△△川の□側から◇◇までの区域) (みやこ町○○のうち、△△川の□側から◇◇までの区域) (のような) (

認可申請に必要な書類

- ①地縁団体認可申請書(|8・|9ページ)
- ②規約(20~25ページ)
 - ·目的
 - ・団体の名称
 - ・区域
 - ・主たる事務所の所在地
 - ・構成員に関する事項
 - ・代表者に関する事項
 - ・会議に関する事項
 - ・資産に関する事項 などを定める必要があります。
 - ※規約の変更に関する事項、解散に関する事項、残余財産の処分に関する事項に ついても定めておくことが望ましいです。
- ③総会の議事録(26・27ページ)

議長と2名以上の議事録署名人の署名・捺印が必要です。

「記載すべき事項〕

- ·開催日時、場所
- ・全会員数及び出席者、委任状・表決書提出者数
- ·開催目的
- ・議事録署名人の選任
- ・審議事項
- ・議事の経過概要及び結果 など
- ④構成員名簿(28・29ページ)

個人単位での加入となるため、構成員が未成年でもご記入ください。

- ⑤前年度の事業報告書・決算書、今年度の事業計画書・予算書
- ⑥代表者就任承諾書(30・31ページ)
- ⑦地縁団体の区域図(32ページ)
- 8代理人の有無
- 9代表者の職務執行の停止の有無、職務代行者選任の有無

みやこ町の認可

- ・認可申請書の受領後に、審査を経て、町長による認可及び告示を行います。 (告示行為により、法人登記に代えることになります。)
- ・認可の告示後に、自治会(区)は、法人としての印鑑登録、不動産の登記、契約 や取引等の法律行為を行うことができます。

<告示される事項>

- ・認可地縁団体の名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・主たる事務所
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の 執務執行停止の有無及び 職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は その氏名及び住所)
- ・代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び 住所)
- ・規約に解散の事由を定めたときは その事由
- ·認可年月日

[告示の例]

みやこ町告示第○○号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定に基づき地縁による団体の認可をしましたので、同条第10項の規定により次のように告示する。

〇〇年〇〇月〇〇日

みやこ町長 ××× ×××

- 1 名 称 〇〇〇自治会(区)
- 9 組約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報誌の回付
- (2) 回覧の配布等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃・防犯等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) レクリエーション等の行事
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと
- 3 区域

区の区域は〇〇〇自治会(区)の行政区域とする。

4 事務所の位置

みやこ町 \triangle Δ \triangle \triangle

5 代表者の氏名及び住所 氏 名 ○○○○○○

住 所 みやこ町□□□□□□

6 認可年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 認可の告示後にできること

印鑑登録と証明書の請求

- ①認可地縁団体の印鑑登録(33~36ページ) <u>手数料:無料</u> 認可の告示後に、不動産登記等に必要な印鑑登録が可能です。 ※ 登録できる方は、原則として認可地縁団体の代表者本人です。
- ②認可地縁団体印鑑登録証明書の請求(37・38ページ) 印鑑登録が完了した後に、請求できます。 <u>手数料:200円/通</u> ※ 請求できる方は、原則として認可地縁団体の代表者本人です。
- ③認可地縁団体の印鑑登録の廃止(39・40ページ) <u>手数料:無料</u> ①で登録した印鑑登録を廃止する又は亡失した際に提出します。
- ④地縁団体台帳の写しの請求 (4 I・4 2ページ) <u>手数料:200円/通</u> 認可地縁団体であることの証明資料として請求できます。 ※どなた様でも請求可能です。

不動産の登記

みやこ町の認可を受けると、不動産の取得や表示登記・保存登記等を行うことが可能となります。

登記に関する詳細については、法務局へお問合せください。

<問い合わせ先> 福岡法務局 行橋支局 Tel: 0930-22-0476 (代表)

不動産の登記に関する特例

認可地縁団体が管理する不動産のうち、次の全ての要件を満たすものについては、 所定の手続きを経ることにより、登記関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁 団体が単独で登記手続きを行うことができます。

①不動産を所有していること

- ②不動産を | 0年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員 又はかつて構成員であったものであること
- ④不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人) の全部又は一部の所在が知れないこと
- ※現行の登記事項証明書の取得、疎明資料の作成、総会の開催、公告手続きなど、 煩雑な手続きが多いため、時間にゆとりをもった上で総務課へ事前相談をお願い します。

(4) 認可地縁団体の運営

認可地縁団体の義務

- ◆年 | 回の通常総会の開催が義務付けされます。
- ◆常にその年の最新版の資産目録を I ~ 3 月に作成し、事務所に備え付けなければなりません。

また、構成員(会員)名簿も最新版のものに更新し、事務所に備え付けなければなりません。

- ◆特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ◆納税の義務が明確化されます。
- ◆法に沿った適正な運営が必須となるため、認可地縁団体の事務は規約で予め委任されている事項以外は総会の議決が必要であり、各種の変更手続きと時間には手間がかかります。
- ◆代表者の変更、事務所の変更、規約の変更等の際には、その都度みやこ町への 届出が必要です。
 - みやこ町が届出内容を審査し、告示を受けなければ変更事項は効力が生じません。
- ◆破産手続き開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に処される場合があります。
- ◆認可地縁団体の告示事項証明書(法人登記簿に代わるもの)は、関係者に限らず誰でも取得可能なため、認可地縁団体の歴代の代表者の氏名及び住所が公表されます。

認可地縁団体への課税

認可を受けた地縁団体は、法人格を有するため、福岡県税事務所・みやこ町税務課 に法人設立の届出が必要です。

1	脱の種類	収益事業を 行わない場合	収益事業を 行う場合	問い合わせ先		
	登録免許税	課税 (登記時のみ)	課税 (登記時のみ)	А		
国税	法人税	非課税	課税	D		
	消費稅		課税 (年間売上が 1,000 万 円を超える場合)	В		
	法人県民税	均等割:課税 (減免措置あり) 法人税割:非課税	均等割:課税 (減免措置なし) 法人税割:課税			
県税	法人事業税	非課税	課税	С		
	不動産取得税	非収益事業用:課税 (減免措置あり)	非収益事業用:課税 収益事業用:課税			
町税	法人町民税	均等割:課税 (減免措置あり) 法人税割:なし	均等割:課税 (減免措置なし) 法人税割:課税			
叫力力	固定資産税	非収益事業用:課税(減免措置あり)	非収益事業用:課税 収益事業用:課税	- D		

<問い合わせ先一覧>

A ··· 福岡法務局 行橋支局 Tel 0930-22-0476 (代表)

B … 行橋税務署 Tel 0930-23-0580 (代表)

C ··· 福岡県北九州東県税事務所 Tel 093-592-3511 (代表)

D … みやこ町役場 税務課 Tel 0930-32-2515

告示事項の変更をしたいとき

代表者の交代、規約の変更、事務所の所在地等の変更が生じた際は、「告示事項変 更届出書」又は「規約変更認可申請書」をみやこ町に提出する必要があります。

変更事項がみやこ町によって告示されない限り、変更事項の効力は生じず、認可地縁団体の正式な決定になりません。

<変更手続きに必要なもの>

①規約の変更

- ・規約変更認可申請書(43・44ページ)
- ・規約の変更理由書(45ページ)
- ・総会議事録(46ページ)
- ・規約(新旧の2種類)
- ※ 既存の規約中に特段の定めがない場合は、総構成員数の3/4以上の同意が必要です。

②代表者や事務所所在地等の変更

- ・告示事項変更届出書(47・48ページ)
- ・総会議事録(49ページ)

(代表者の変更のみ)

- ・代表者就任承諾書(50ページ)
- ・代理人の有無
- ・代表者の職務執行の停止の有無
- ・職務代行者選任の有無
- ※ 新しい代表者にて、印鑑登録が必要となります。

(4) 認可地縁団体の運営

表決権の行使の電子化

認可地縁団体の総会に出席しない会員は、書面または代理人により表決することが できます。

また、令和3年の地方自治法の改正により、書面による表決に代えて電子的方法 (電子メール等)により表決をすることが可能となりました。

<電磁的方法による表決の例>

- ・電子メールによる送信
- ・Webサイトを利用した表決
- ・アプリケーションを利用した表決 等

書面等による決議

認可地縁団体の事務は、規約において全ての事項(代表者その他の役員に委任した ものを除く)を総会の議決によって行うこととされています。

但し、令和4年8月の地方自治法の改正により、次のいずれかの方法により、総会 を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能となりました。

パターンA (構成員への通知は2回必要)

- ①総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、構成 員全員の承諾を得る。
 - ※ 一人でも異議がある(賛成しない)場合は、通常通りに対面での総会を開催することになります。
- ②審議事項について書面又は電磁的方法にて決議をとる。
- ③所定の賛成数を満たした場合は、可決となる。
 - ※ 所定の賛成数を満たさない場合は、否決となります。

パターンB(構成員への通知はl回のみ)

- ①構成員全員に、審議事項について書面または電磁的方法にて決議をとる。
- ②構成員全員から賛成を得られた場合は、可決となる。
 - ※ 一人でも異議がある(賛成しない)場合は、通常どおり対面での総会を開催する必要があります。

~よくある質問~

Q I. 未成年を構成員から除外することは可能ですか?

A1. 未成年を除外することはできません。

認可地縁団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域内に住居する認可地縁団体に入会を希望する者に対して、未成年であることを理由に構成員から除外することはできません。

総会等における表決に関しては、規約に委任の取扱い等について定め、世帯で取りまとめる等の工夫が必要です。なお、未成年の表決権の行使にあたっては、民放の規定に則り、法定代理人(親権者)の同意を要することになります。

Q2. 個人を構成員としているが、表決権を世帯単位 I 票とすることは可能ですか?

A2. 認可地縁団体の構成員は個人単位であり、会員は各々 I 票の表決権を有していますが、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが合理的であると認められる事項に限り、表決権を「所属する世帯の構成員分の I 票」とする旨を規約に定めることは可能とされています。

Q3. 認可地縁団体には、区域内の全ての住民が加入する必要がありますか?

A3. 認可地縁団体の認可の要件は『区域内に居住する相当数の者が会員になっていること』であるため、必ずしも区域内の全ての住民が加入する必要はありません。みやこ町では、区域内の約8割以上の住民が参加されていることを認可の基準としています。

Q4.法人や組合等は構成員として認められますか?

A 4. 構成員ではなく、賛助会員として活動に参加することは可能です。 認可地縁団体の構成員は『個人(人)』ですが、認可地縁団体の活動に対し協力・支援を行う法人や組合等を"賛助会員"として位置づけ参加してもらうことは可能です。

Q5.登録している印鑑を紛失した場合はどうすればよいですか?

A 5. 既存の印鑑登録の廃止手続きを行い、新たに作成した印鑑で改めて印鑑登録してください。

(5) 認可地縁団体の解散

解散の事由

下のいずれかに該当するときは、解散となります。

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④総会で解散の決議があったとき (規約に別段の定めがある場合を除き、構成員の3/4以上の同意が必要です。)
- ⑤構成員が欠乏し、相当数に満たなくなったとき
- ⑥合併により認可地縁団体が消滅するとき

総会で解散の決議を行う場合

<総会にて審議する事項>

- ・解散することについての意思決定
- ・財産を処分することについての決議
- ・財産(資産・負債)の帰属先についての決議
- ・清算の手続きについての決議 清算人(指定がなければ代表者)の選任、公告の手続き
- ・任意団体としての設立に関する決議

<任意団体として活動を継続する場合のみ>

- ・代表者及び役員の選出
- ・規約の制定
- ·事業計画案·予算案等

解散届出の提出

- 解散届出書(5 | ・5 2ページ)
- ・総会の議決内容がわかる資料 (議長と2名以上の議事録署名人の署名・捺印が必要です。)

<財産の帰属を規約で指定していない場合>

- ・残余財産処分認可申請書(53・57ページ)
- ・財産目録(54・58ページ)
- ・残余財産処分方法書(55・59ページ)
- ・残余財産の譲渡に関する同意書(56・60ページ)

解散に関する税関係の手続き

手続き先・問い合わせ先	収益事業を 行わない場合	収益事業を 行う場合
行橋税務署 Tel 0930-23-0580(代表)	不要	法人解散の届出
福岡県北九州東県税事務所 Tel 093-592-3511(代表)	法人解散の届出	法人解散の届出
みやこ町役場 税務課 Tel 0930-32-2515	法人解散の届出	法人解散の届出

解散の公告及び債権者への債権申出の催促

・清算人は、清算人の就任後遅滞なく、解散の公告(法定公告)を行わなければなりません。

公告の方法は、官報への掲載(有料・文面の規定あり)と決められています。

<問い合わせ先> 福岡県官報販売所 福岡県福岡市中央区天神 4-5-17 Tel 092-761-1151

- ・既に把握している債権者がいる場合には、法定公告とは別に、個別に債権者に 対して催促しなければなりません、
- ・解散の公告(法定公告)と債権者への催促を怠った場合は、50万円以下の過料に課せられる場合があります。

団体の閉鎖(清算)手続き

- ・解散から団体の閉鎖までは『清算期間』であり、解散の公告(官報掲載)から 2カ月以上が必要です。
 - ※ 解散が決まっていても、清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終 了するまでは、認可地縁団体は存在するものとみなされます。
- ・清算人は、この清算期間中に、団体が行っていた現務の決了、債権の取り立て・ 債務の弁償・残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。
- ・清算期間の満了後、債権の事務・財産の引き渡し・最終年度の決算書の作成が完 了したら、再度総会を開催します。
- ・作成した決算書をもとに、団体の財産・負債の結果を報告し、その承認を受ける ことで、清算が終了(清算決了)します。
- ★清算の手続きについては、地方裁判所の監督により行うこととなっていますの で、不明な点は福岡地方裁判所にお問合せください。

<問い合わせ先> 福岡地方裁判所 行橋支部 Tel 0930-22-0035

清算結了届出の提出

- ・清算結了届出書(61・62ページ)
- ・総会(総会結了の承認を受けた分)の議決内容がわかる資料 (議長と2名以上の議事録署名人の署名・捺印が必要です。)
- ・町が清算結了届出を受領し、清算結了の告示を行うことにより、認可地縁団体の 解散が完了します。

(6) 認可地縁団体の合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。 「吸収合併」と「新設合併」の手続きについては、フロー図 (| 6 · | 7ページ) を参照ください。

※ 新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。

①総会の決議

・合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申 請することについての決議が必要です。

(総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。但し、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。)

・吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を 総会で議決する必要があります。

②認可申請の提出(63~66ページ)

- ・合併後の認可地縁団体の規約 (新規での認可地縁団体の規約と同じ事項(3ページを参照)を定める必要が あります。)
- ・各認可地縁団体の総会で認可を申請することについて議決したことを証する書 類

(議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることが必要です。)

- ・合併後の認可地縁団体の構成員名簿
- ・良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行うことを目 的に、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現 に行っていることを記載した書類
 - (例) 合併しようとする認可地縁団体が合併に向け合同で行った打合せの議事録 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な 共同活動(地域の清掃等)の活動記録
- ・合併しようとする各認可地縁団体の規約
- ・申請者が合併しようとする認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- ・区域図

③合併後の地縁団体の認可(みやこ町が行います)

④合併に係る債権者保護手続き

- ・認可の通知のあった日から2週間以内に『財産目録』を作成し、事務所に据え 置く
- ・債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2ケ月以上)内に述べることを 公告し、且つ判明している債権者に対しては各別にこれを催告しなければなり ません。
 - →債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。 債権者による異議があれば、認可地縁団体は債権者に弁済等をしなければな りません。

⑤債権者保護手続終了の届出(67・68ページ)

④が終了した後に、合併する認可地縁談は共同して『合併に係る債権者保護手続終了届出書』をみやこ町へ提出しなければなりません。

⑥合併の告示 (みやこ町が行います)

- ・町は⑤の届出書を受理した後に、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し、認可地縁団体台帳に記載します。
- ・③で合併の認可を受けても、みやこ町によって告示されるまでは第三者に対抗することはできません。
- ※ 吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付けで行います。

認可地縁団体Aが認可地縁団体Bを吸収する合併 (いわゆる「吸収合併」の場合)

<吸収合併存続団体(認可地縁団体A)>

総会の決議

【法第260条の39①・②、法第260条の3①】

- ○合併の認可を申請することについて総会の 決議を経る。
- ○規約変更について総会決議を経る。
- ※どちらも、総構成員の3/4以上の賛成が必要。但し、規約に別段の定めがある場合は除く。

<吸収合併消滅団体(認可地縁団体B)>

総会の決議

【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の 決議を経る。

(総構成員の3/4以上の賛成が必要。 規約に別段の定めがある場合は除く。)



ー 合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書をみやこ 町長に提出する。

合併の認可申請 【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

規約変更の認可申請 【法第260条の3②、規則22条】

規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規 約変更を総会で議決したことを証する書類を添付した 申請書をみやこ町長に提出する。



みやこ町長による合併の認可 [法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤]

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に財産 目録を作成し、事務所に備え置くとともに、 債権者に対し、合併に異議があれば一定期間 (2月以上)内に述べるべきことを公告し、 判明している債権者に対しては各別にこれを 催告する。

- ・債権者による期間内の異議なし
- →合併を承認したものとみなす。
- ・債権者による異議あり
- →団体は債権者に弁済等をしなければならない。

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に財産 目録を作成し、事務所に備え置くとともに、 債権者に対し、合併に異議があれば一定期間 (2月以上)内に述べるべきことを公告し、 判明している債権者に対しては各別にこれを 催告する。

- ・債権者による期間内の異議なし
- →合併を承認したものとみなす。
- ・債権者による異議あり
 - →団体は債権者に弁済等をしなければならない。

債権者保護手続終了の届出 [法第260条の41③、規則第22条の2の3]

みやこ町長による合併の告示 [法第260条の44、規則第22条の2の4] ⇒合併の効力発生 [法第260条の44②]

- <権利義務の承継> 【法第260条の43】
- 吸収合併存続団体は、吸収合併消滅団体の一切の権利義務を承継する。
- <財産目録の作成及び据え置き> 【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】 吸収合併存続団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、 当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない。

※町長による規約変更の認可 【法第260条の3②】も同日に 行う必要があります。

認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併し 認可地縁団体Cを設立する合併 (いわゆる「新規合併」の場合)

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併<u>消滅</u>団体(認可地縁団体B)>

規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において 選任した者が共同して行わなければならない。 【法第260条の42】※選任方法は任意です。

総会の決議

【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の 決議を経る。

(総構成員の3/4以上の賛成が必要。 規約に別段の定めがある場合は除く。)

総会の決議

【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の 決議を経る。

(総構成員の3/4以上の賛成が必要。 規約に別段の定めがある場合は除く。)



合併の認可申請 【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書をみやこ 町長に提出する。



みやこ町長による合併の認可 (法第260条の39®、同条®において準用する法第260条の2®)



債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に財産 目録を作成し、事務所に備え置くとともに、 債権者に対し、合併に異議があれば一定期間 (2月以上) 内に述べるべきことを公告し、 判明している債権者に対しては各別にこれを 催告する。

- ・債権者による期間内の異議なし
- →合併を承認したものとみなす。
- 債権者による異議あり
- →団体は債権者に弁済等をしなければならない。

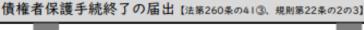
債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に財産 目録を作成し、事務所に備え置くとともに、 債権者に対し、合併に異議があれば一定期間 (2月以上) 内に述べるべきことを公告し、 判明している債権者に対しては各別にこれを 催告する。

- 債権者による期間内の異議なし
- →合併を承認したものとみなす。
- 債権者による異議あり
- →団体は債権者に弁済等をしなければならない。





みやこ町長による合併の告示 [法第260条の44、規則第22条の2の4] ⇒合併の効力発生 [法第260条の44②]

- <権利義務の承継> [法第260条の43]
 - 新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する。
- < 財産目録の作成及び据え置き> 【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】 新規合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、 当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない。

様式・記入例

みやこ町長 様

認可を受けようとする地縁による団体の 名称及び主たる事務所の所在地

 名 称

 所在地 京都郡みやこ町

 代表者の氏名及び住所

 氏 名

 住 所 京都郡みやこ町

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(なお、裁判所による代表者の職務の執行の停止及び職務代理者の選任はなされていません。また、代理人の選任もなされていません)

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域図



みやこ町長 様

認可を受けようとする地縁による団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名称 みやこ自治会

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ さんたろう

(EIJ)

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(なお、裁判所による代表者の職務の執行の停止及び職務代理者の選任はなされていません。また、代理人の選任もなされていません)

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域図

○○○区(自治会)規約

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域 社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 広報誌・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (2) 美化・清掃・防犯等区域内の環境の整備
 - (3) 集会施設の維持管理
 - (4) レクリエーション等の行事
 - (5) その他目的に沿った活動

(名称)

第2条 本会は、○○○○区(自治会)と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、みやこ町○○○○の行政区域とする。

(別の例1:Aやこ町 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番地から \triangle 番地までの区域とする。)

(別の例2:みやこ町○○のうち、 \triangle △川の□側から \Diamond ◇までの区域とする。)

(事務所)

第4条 本会の事務所は、みやこ町○○○○番地に置く。

第2章 会員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。
- 2 この会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

- 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
 - (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1)	会長	1人
(2)	副会長	〇人
(3)	監事	〇人
(4)	会計	〇人
(5)	その他の役員	〇人

(役員の選任)

- 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。
- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務遂行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議 決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第17条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求 のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに(←少なくとも5日前、一般的には10日以上が適当) 文書で通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

- 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。
- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する 世帯の会員数分の1とする。
 - (1) 事業計画に関すること
 - (2) 00000
 - (3) $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

(総会の書面表決等)

- 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された 事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表 決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出 席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及びその議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押 印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

- 第25条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

- 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を もって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とある のは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第33条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録 等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受け なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、みやこ 町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

- 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上 の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、 総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、そ の他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇〇(会長)が 別に定める。

附則

- 1 この規約は、みやこ町長の認可を受けた日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○○年○月○日までとする。
- 4 本会の設立初年度の役員任期は、第12条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年〇月〇日までとする。

○○自治会総会議事録

- 1. 開催日時 年 月 日 時から 時まで
- 2. 開催場所 〇〇〇集会所
- 3. 構成員の現在数 ○○世帯・○○○人
- 4. 出席者数 ○○人 、欠席者 人 (出席者のうち 本人出席○○名、委任状提出者 人)

5. 区長挨拶

区長が○○自治会の法人化(地縁団体)の認可申請について、今回の総会で議決したいことについて説明し、開会のあいさつとした。

6. 役員選任

全員異議なく△△△△氏を議長に選任し、直ちに就任を承諾して議長席に着き、 議事に入った。

全員異議なく◇◇◇◇○氏及び◇◇◇○氏を議事録署名人に選任し、両名とも就任を承諾した。

7. 議事事項

- (1)○○自治会の地縁団体の認可申請について(設立の趣旨及び経緯・今後の計画等)
- (2) 認可申請内容について
 - ① 規約について
 - ② 構成員の確定について
 - ③ 区域図について
 - ④ 代表者の選任について
 - ⑤ 保有予定の資産について
- 8. 議事の経過の概要及びその結果

議題に基づき議事を進める。

- (1) ○○自治会の地縁団体の認可申請について
 - 一 質疑・応答があれば、その内容を記載してください。一 採決の結果、満場一致で可決承認された。
- (2) 認可申請内容事項の承認について
 - 一 質疑・応答があれば、その内容を記載してください。一

採決の結果、①・②・③・⑤については、 \bigcirc/\bigcirc の賛成多数により可決 承認された。また、④については、 氏(区長)を選任した。

議事終了後、議長の挨拶をもって閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が下のとおり署名する。

年 月 日

議長

議事録署名人

議事録署名人

○○○自治会(区) 構成員名簿

総数 人

番号	氏名	住所	備考
1	00000	みやこ町	
2		みやこ町	
3		みやこ町	
4		みやこ町	
5		みやこ町	
6		みやこ町	
7		みやこ町	
8		みやこ町	
9		みやこ町	
1 0		みやこ町	
1 1		みやこ町	
1 2		みやこ町	
1 3		みやこ町	
1 4		みやこ町	
1 5		みやこ町	
1 6		みやこ町	
1 7		みやこ町	
1 8		みやこ町	
1 9		みやこ町	
2 0		みやこ町	

2 1	みやこ町	
2 2	みやこ町	
2 3	みやこ町	
2 4	みやこ町	
2 5	みやこ町	
2 6	みやこ町	
2 7	みやこ町	
2 8	みやこ町	
2 9	みやこ町	
3 0	みやこ町	
3 1	みやこ町	
3 2	みやこ町	
3 3	みやこ町	
3 4	みやこ町	
3 5	みやこ町	
3 6	みやこ町	
3 7	みやこ町	
3 8	みやこ町	
3 9	みやこ町	
4 0	みやこ町	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	

代表者就任承諾書

私は、 年 月 日開催の 自治会の総会の決定に従い、 の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住所 京都郡みやこ町

氏名



代表者就任承諾書

私は、(元号)Y年M月D日開催のOO自治会の総会の決定に従い、OO自治会の代表者となることを承諾します。

(元号)Y年M月D日

住所 京都郡みやこ町勝山上田961

氏名 みやこ さんたろう 印

〇〇自治会(区) 区域図

(みやこ町 の行政区域) (みやこ町○○○番地から△△番地まで) (みやこ町○○のうち、△△川の□側から◇◇までの区域)



様式第1号(第3条関係)

認可地緣団体印鑑登録申請書

みやこ町長様

牛	月	月

登録しようとする
認可地緣団体印鑑

認可地縁 団体の 名 称		
認可地縁 団 体 の 事務所の 所 在 地	京都郡みやこ町	番地
(資格)	()	
氏 名		
生年月日	年月	日
住 所	京都郡みやこ町	番地

上記の	のと:	おり詞	忍可地紅	 蒙団体印	艦の登録	を申請します。		
申	請	者		本 人	住所	みやこ町		番地
				代理人	氏名			

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第2号(第6条関係)

認可地緣団体印鑑登録原票

印影		認名	丁地絲	录 団 伊	本の 称				
		711			41,				
		認事	丁地緣 務所 ∅	象団(り) り所で	本の生地	京都郡。	みやこ町		番地
		氏	(資	格)	名	()		
		生	年	月	日		年	月	日
	_								

代表者等の住所	みやこ町			番地
登 録 番 号				₩÷1 ≠ 75
登録年月日	年	月	日	特記事項
認可地縁団体の認 可 年 月 日	年	月	日	
登 録 資 格				
廃止年月日	年	月	日	
廃 止 理 由				

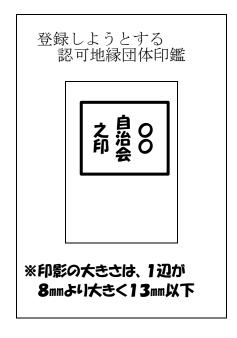


様式第1号(第3条関係)

認可地緣団体印鑑登録申請書

みやこ町長様

(元号)YY年MM月DD日



認可地縁 団体の 名 称	OO自治会
認可地縁 団 体 の 事務所の 所 在 地	京都郡みやこ町 勝山上田960番地
(資格)	(代表者)
氏 名	みやこ さんたろう ⑩ ←実印
生年月日	(元号)18年3月20日
住 所	京都郡みやこ町 勝山上田961番地

※代表者個人の印鑑登録証明書の添付が必要です。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 図本人 住所 みやこ町勝山上田961番地

□ 代理人 氏名 みやこ さんたろう ⑩

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第2号(第6条関係)

認可地緣団体印鑑登錄原票

印 影 之前会

	認可地縁団体の 名 称
	認可地縁団体の 事務所の所在地
(代表者) 名 みやこ さんたろう 印	
年 月 日 (元号)18年3月20日	生 年 月 日

代表者等の住所	みやこ町 勝山上田961番地	
登 録 番 号	xx	#t.÷1 = r5
登録年月日	(元号)YY年M2月D2日	特記事項
認可地縁団体の認 可 年 月 日	(元号)YY年M1月D2日	
登 録 資 格	代表者	
廃止年月日	年 月 日	
廃 止 理 由		

様式第3号(第7条関係)

認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書

みやこ町長様

					年	月	日
登録されている認可地縁		認可地縁	団体の				
団体印鑑		認可地縁 事務所の所	団体の 在地	京都郡みや	こ町		番地
		(資格) 氏 名	()			
		生年月日		年	月	日	
	-						

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

□ 代理人 氏名

申請者 □本人 住所

(注意事項)

1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

A

2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。



様式第3号(第7条関係)

認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書

みやこ町長 様

(元号)YY年MM月DD日

登録されている認可地縁

之自 日 治 会 〇

認可地縁	団体の	OO自治会
認可地縁 事務所の所		京都郡みやこ町 勝山上田960番地
(資格)	(代表	表者)
氏 名	みない	こ さんたろう
生年月日	(元号	号) 18年3月20日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 ☑ 本人 住所 みやこ町勝山上田961番地

□ 代理人 氏名 みやこ さんたろう ⑩

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第5号(第9条関係)

認可地緣団体印鑑登録廃止申請書

日

番地

みやこ町長様

	_				午	月
廃止しようと		認可地緣	団体の			
する認可地縁						
団体印鑑		認可地縁 事務所の所	団体の 在地	京都郡みや	こ町	
		(資格)	()		
		氏 名				
		生年月日		年	月	日
	•		•			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の	登録の廃止を申請します。	
申請者 □ 本人	住 所	
□ 代理人	氏 名	

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当町において登録されている個人の印鑑 を添付してください。
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載 してください。



様式第5号(第9条関係)

認可地緣団体印鑑登録廃止申請書

みやこ町長 様

(元号)YY年MM月DD日



認可地緣名	団体の	OO自治会
認可地縁事務所の原		京都郡みやこ町 勝山上田960番地
(資格)	(代表	· 表者)
氏 名	みや	こ さんたろう
生年月日	(元兵	号)18年3月20日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☑ 本人 住所 みやこ町勝山上田961番地

□ 代理人 氏 名 みやこ さんたろう ⑥

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当町において登録されている個人の印鑑 を添付してください。
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載 してください。

みやこ	町毛	様
	M1 1A	/ १ जर

請求者	住 所	
	氏 名	即
	(団体名:)

告示事項証明書の交付申請について

地方自治法第260条の2第12項及び同法施行規則第21条1項の規定により、 下記の地縁団体に係る告示事項について、証明書を交付してください。

記

- 1. 地縁団体の名称
- 2. 地縁団体の所在地 みやこ町
- 3. 請求証明書の通数 通

※手数料:発行時に1通あたり¥200かかります。



(元号)YY年MM月DD日

みやこ町長 様

請求者	<u>住</u>	所	福岡県京都郡みやこ町勝山上田 XXX

氏名 みやこ 八太郎 ⑩

(団体名:**〇〇自治会**)

告示事項証明書の交付申請について

地方自治法第260条の2第12項及び同法施行規則第21条1項の規定により、 下記の地縁団体に係る告示事項について、証明書を交付してください。

記

1. 地縁団体の名称 OO区自治会
 2. 地縁団体の所在地 みやご町勝山上田△△△番地3
 3. 請求証明書の通数 1 通

地縁に	こよる	団体の名称及び主たる事務所	で所在地
<u>名</u>	称		
<u>所</u>	生地	京都郡みやこ町	
代表え	者の氏	名及び住所	
氏	名		印
<u>住</u>	所	京都郡みやこ町	

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項に基づき、規約の変更の認可を受けたいので、別添 書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ さんたろう

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項に基づき、規約の変更の認可を受けたいので、別添 書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類



規約変更の内容及び理由を記載した書類

第□条 ○○自治会の事務所を「・・・・・」から「・・・・・」に変更する。

【理由】○○自治会集会所の建替によるもの。

第△条に、「第□項 ・・・・・・」を追加する。

【理由】・・・・により、・・・の規定を新たに設ける必要が生じたため。

第○条第○項中の「・・・・・」を削る。

【理由】・・・・により、・・・・となったため。



別添2

○○自治会総会議事録

1. 開催日時	年	月 日	時から	時まで	
2. 開催場所	000集会	除所			
3. 構成員の野	見在数 〇	○世帯・○○)○人		
4. 出席者数	〇〇人 、欠層	居者 人			
	(出席者のうち	本人出席〇)○名、委任∜	犬提出者 人)	
5. 議事事項					
(1) 認可均	地縁団体の規約	変更について	<u>-</u>		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
(=)	, _ ,				
6. 議事の経過	過の概要及びそ	の結果			
議長に	氏を選	出し、議事録	と署名人に	氏、	氏の2名
を選任して議事	事に入る。				
議題に基づき	き議事を進める	0			
(1) 認可地緣		更について			
— 質疑。	・応答があれば	、その内容を	記載してくた	ごさい。—	
採決の結り	県、満場一致で	可決承認され	た。		
(2) • • •	・・・・につい	17			
— 質疑。	・応答があれば	、その内容を	記載してくた	ごさい。—	
採決の結り	県、賛成多数で	可決承認され	た。		
議事終了後、請	養長の挨拶をも	って閉会した	- -0		
この議事録が	ぶ正確であるこ	とを証するた	め、議長及び	が議事録署名人が下げ	のとおり署名
する。					
年	月 日				
			議長		ED
			議事録署名丿		(EII)
			議事録署名丿		ED

地縁による団	団体の名称及び主たる事務所の所存	E地
<u>名 称</u>		
所在地	京都郡みやこ町	
代表者の氏名	る及び住所	
氏 名		ED
住 所	京都郡みやこ町	

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日年 月 日
- 3 変更の理由

(元号)YY年MM月DD日

みやこ町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

代表者の氏名及び住所

氏 名 **みやこ ななみ** ®

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961-1

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(代表者変更の場合)

代表者 新:みやこ さんたろう 京都郡みやこ町勝山上田961-1

旧:みやこ ななみ 京都郡みやこ町勝山上田961

(事務所の住所変更)

事務所の所在地 新:京都郡みやこ町勝山上田9600

旧:京都郡みやこ町勝山上田960

2 変更の年月日

(元号)Y年M月D日←実際に上記の変更があった(ある)日付

- 3 変更の理由
 - 〇〇自治会の代表者変更のため
 - 〇〇自治会の代表者変更に伴う事務所所在地の変更のため



別添

○○自治会総会議事録

年 月 日 時から 時まで

1. 開催日時

2. 開催場所 ○○○集会所		
3. 構成員の現在数 ○○世帯・○○)〇人	
4. 出席者数 ○○人 、欠席者 人		
(出席者のうち 本人出席()〇名、委任状提出者 人)	
5. 議事事項		
(1) 認可地縁団体の告示事項の変更に	こついて	
(2)・・・・・・・について		
6. 議事の経過の概要及びその結果		
議長に 氏を選出し、議事録	景署名人に 氏、	氏の2名
を選任して議事に入る。		
議題に基づき議事を進める。		
(1) 認可地縁団体の告示事項の変更につ	ついて	
 一 質疑・応答があれば、その内容を	と記載してください。—	
採決の結果、満場一致で可決承認され	いた。	
$(2) \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot $ について		
 一 質疑・応答があれば、その内容を	と記載してください。—	
採決の結果、賛成多数で可決承認され	いた。	
議事終了後、議長の挨拶をもって閉会した	-	
この議事録が正確であることを証するた	とめ、議長及び議事録署名人が下の	のとおり署名
する。		
年 月 日		
	議長	(EI)
	議事録署名人	(FI)
	議事録署名人	(EI)



代表者就任承諾書

私は、(元号)Y年M月D日開催のOO自治会の総会の決定に従い、OO自治会の代表者となることを承諾します。

(元号)Y年M月D日

住所 京都郡みやこ町**勝山上田961-1** 氏名 みやこ ななみ @

		名	称 地 の氏名 名	京都和公及び位	郡みやこ	番所の所	f在地 <u></u>
	解	散 届	出	書			
	也方自治法第260条の20の規定に 也縁団体は、下記のとおり解散するこ						
		記					
1	団体の名称						
2	区域						
3	主たる事務所の所在地						
4	清算人の氏名及び住所 氏 名 住 所			-			
5	解散事由(地方自治法第260条6	か20	の規定	官のい	ずれか)		
6	添付書類 解散を総会で議決したことを証する	る書類	į				

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 みやこ自治会

所在地 京都郡みやこ町勝山上田960

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ ななみ 即

住 所 京都郡みやこ町**勝山上田961-1**

解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、(元号)25年3月1日に認可を受けた当認 可地縁団体は、下記のとおり解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

記

- みやこ自治会 1 団体の名称
- 2 区域 みやこ町 の行政区域 (みやこ町○○○番地から△△番地までの区域)

(みやこ町○○のうち、△△川の□側から◇◇までの区域)

- 3 主たる事務所の所在地 **京都郡みやこ町勝山上田960**
- 4 清算人の氏名及び住所

氏 名 みやこ 清算人 住 所

5 解散事由(地方自治法第260条の20の規定のいずれか)

地方自治法第260条の20第□項による

6 添付書類

解散を総会で議決したことを証する書類

名 称	地
所在地 京都郡みやこ町	
清算人の氏名及び住所	
氏 名 (印
住 所	

残 余 財 産 処 分 認 可 申 請 書

年 月 日に解散の届出をした当団体は、地方自治法第260条の31第 2項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて届 け出ます。

記

- 1 財産目録
- 2 残余財産処分方法書
- 3 残余財産の帰属者の同意書
- 4 添付書類

残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

財産目録

団体の名称			
	年	月	日現在

1 不動産

所有権を有する不動産

(1) 建物

名称	延床面積	所在地	評価額

(2) 土地

地目	面積	所在地	評価額

2 その他の財産

残余財産処分方法書

団体の名称			
	年	月	日現在

残余財産の種別	評価額	処分の方法	理由
合計			

同意書

認可地縁団体(○○自治会)から、地方自治法第260条の31第2項の規定により 処分される残余財産について、下のとおり譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

年 月 日

帰属先団体の名称及び所在地	
名 称	
所在地	
帰属先団体代表者の氏名及び住所	
氏 名	ED
住 所	

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 みやこ自治会

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

清算人の氏名及び住所

氏 名 **みやこ 清算人** 印

住 所 **OO町**△△△·····

残余財産処分認可申請書

(元号)7年3月31日に解散の届出をした当団体は、地方自治法第260条の31第2項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて届け出ます。

記

- 1 財産目録 別紙1のとおり
- 2 残余財産処分方法書 別紙2のとおり
- 3 残余財産の帰属者の同意書 別紙3のとおり
- 4 添付書類 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類



財産目録

団体の名称 みやこ自治会

(元号)8年2月1日 現在

1 不動産

所有権を有する不動産

(1) 建物

名称	延床面積	所在地	評価額
みやこ自治会	310.5 m²	みやこ町勝山上田9600	502.800 円
集会所			

(2) 土地

地目	面積	所在地	評価額
みやこ自治会	501 m²	みやこ町勝山上田9600	218.00 円
集会所			

2 その他の財産



残余財産処分方法書

団体の名称 みやこ自治会

(**元号)8年2月1日** 現在

残余財産の種別	評価額	処分の方法	理由
建物	502.800 円	〇〇自治会に寄与	〇〇自治会規約第・・条に
			基づくもの
宅地	218.00円	〇〇自治会に寄与	〇〇自治会規約第・・条に
			基づくもの
合計	·····А		



同意書

認可地縁団体(**みやこ自治会**)から、地方自治法第260条の31第2項の規定により処分される残余財産について、下のとおり譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

別紙2のとおり

(元号)8年1月31日

<u>名 称</u>	ミヤコBBB会	
所在地	○○町 □□□···	•
帰属先団体	代表者の氏名及び信	主所
氏 名	ミヤコ FFF	(EII)
住 所		

帰属先団体の名称及び所在地

地縁による国	団体の名称及び	主たる事務所の所在地
<u>名 称</u>		
所在地	京都郡みやこ	ग ु*
清算人の氏名	呂及び住所	
氏 名		E
住 所		

清算結了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が結了したことを別添書類を添え て届け出ます。

記

- 1 清算の内容(内容が多い場合は、「議事録の写しを参照」で可)
- 2 清算結了年月日 (総会で結了完了の決議を受けた日)

年 月 日

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

清算人の氏名及び住所

氏 名 **みやこ 清算人** 📵

<u>住</u> 所 **〇〇町**△△△・・・・・

清算結了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が結了したことを別添書類を添えて届け出ます。

記

- 1 清算の内容 議事録の写しを参照
- 2 清算結了年月日 (元**号)8年9月1日**

認可地緣団体甲

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 京都郡みやこ町

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 京都郡みやこ町

認可地緣団体乙

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 京都郡みやこ町

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 京都郡みやこ町

認可申請書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 京都郡みやこ町

・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

名 称

所在地 京都郡みやこ町

・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3講の認可を申請することについて合併しようと する認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

認可地緣団体甲

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会A

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ きゅうたろう

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961-1

認可地緣団体乙

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会B

所在地 京都郡みやこ町**勝山上田9601**

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ ごろう

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961-10

認可申請書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会C

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

名 称 みやこ とときち

所在地 京都郡みやこ町勝山上田961-10

・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称 みやこ自治会B



(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3講の認可を申請することについて合併しようと する認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、 合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行ってい ることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

認可地縁団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 京都郡みやこ町 代表者の氏名及び住所 名 称 所在地 京都郡みやこ町 認可地縁団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 京都郡みやこ町 代表者の氏名及び住所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

名 称

所在地 京都郡みやこ町

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

認可地緣団体甲

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会A

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9600

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ きゅうたろう

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961-1

認可地緣団体乙

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称 みやこ自治会B

所在地 京都郡みやこ町勝山上田9601

代表者の氏名及び住所

氏 名 みやこ ごろう

住 所 京都郡みやこ町勝山上田961-10

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類